

山梨県公報

第二千七百九十二号

平成三十年

五月二十一日

月曜日

目次

○平成三十年度地籍調査事業計画の決定……………二三九

○道路の供用開始……………二三九

公 告

○建設業法に基づく監督処分……………二三九

○基本測量の終了……………二三九

告 示

山梨県告示第百三十四号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により平成三十年度地籍調査事業計画を定めたので、同条第五項の規定により次のとおり告示する。
平成三十年五月二十一日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 調査を行う者の名称 甲府市、富士吉田市、山梨市、甲斐市、上野原市、甲州市、市川三郷町、早川町、身延町及び南部町
- 二 調査地域 甲府市羽黒町、山宮町及び塚原町、富士吉田市新屋、山梨市牧丘町西保中、甲斐市吉沢、上野原市秋山、甲州市塩山牛奥、西八代郡市川三郷町大塚、南巨摩郡早川町雨畑及び小縄、南巨摩郡身延町常葉、大城及び八日市場並びに南巨摩郡南部町万沢の各一部
- 三 調査期間 平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

山梨県告示第百三十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成三十年六月十一日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年五月二十一日

山梨県知事 後 藤 斎

道路の種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
一般国道	百三十九号	大月市賑岡町畑倉字新宮一九二五番一地从先から大月市賑岡町畑倉字中倉二四六五番三地先まで	二二・三	平成三十年五月二十二日

公 告

建設業法に基づく監督処分

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十八条第三項の規定による監督処分をしたので、同法第二十九条の五第一項の規定により次のとおり公告する。
平成三十年五月二十一日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 処分をした年月日 平成三十年五月十四日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
1 商号 株式会社S・R・T
2 主たる営業所の所在地 斐崎市神山町鍋山三百八十九番地一
3 代表者の氏名 依田信次
- 三 処分の内容 建設業法第二十八条第三項の規定による営業の停止命令
1 停止を命ずる営業の範囲 建設業の営業の全部
- 2 期間 平成三十年五月二十二日から同年六月十七日までの二十七日間
- 四 処分の原因となった事実 被処分者は、平成二十八年十一月から平成二十九年十月までの間、「とび・土工工事業」に係る建設業許可を有していないにもかかわらず、建設業法第三条第一項の規定に違反し、建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第一条の二第一項に規定する軽微な建設工事の範囲を超えるとび・土工・コンクリート工事の二次下請工事を繰り返し請け負った。また、被処分者は、同年五月以降、とび・土工・コンクリート工事を請け負う目的で、偽造した建設業許可通知書の写しを二次下請業者に提示した。

基本測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第二項の規定により国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同条第三項の規定により公示する。

平成三十年五月二十一日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 測量の種類 基本測量（電子国土基本図（地名情報）（住居表示住所）整備業務）
- 二 測量の地域 富士吉田市
- 三 測量の期間 平成二十九年十一月十三日から平成三十年三月二十三日まで